

(別紙)

立地計画書への意見

(仮称)ピバモール甲斐甲府店

- 1 当該事業場に、騒音規制法、振動規制法、山梨県生活環境の保全に関する条例で定める特定施設を設置する場合、事業場から発生するすべての騒音又は振動が事業場敷地境界での基準を満たす必要があることを考慮し、事業場内の施設配置及び利用者及び関係車両の動線等の検討を行うこと。
- 2 施設の新設に伴い交通量の増加が見込まれることから、必要な駐車台数を確保するとともに、静的な交通予測に加えて、動的な交通予測を実施し、来客車両の来退店経路の設定及び駐車場の構造や出入口の位置などについて十分に検討を行い、円滑な入出庫を促し、かつ周辺道路交通への影響を最小限に抑制し、生活環境の保持に努めること。
- 3 施設の新設に伴い新たな騒音の発生が見込まれることから、近隣住居への影響を考慮し、騒音発生源の配置場所及び防音対策について十分に検討を行い、生活環境の保持に努めること。